

宮 城 県 公 報

令和 8 年 7 月 7 日（火）
定期第 712 号

目 次

規則

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（子ども・家庭支援課）

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（同）
- 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧（水産業振興課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁高校財務・就学支援室）

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（選挙管理委員会事務局）
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等（同）

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 7 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 58 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和59年宮城県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第1（第10条関係）
徴収基準額表（扶養義務者用（児童自立生活援助事業所（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。）にあっては、措置児童用））

[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	1～4	[略]	
	5	[略]	
	(1)・(2)	[略]	
	(3)	在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までのサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次のアからエまでに掲げる児（者）を有する世帯をいう。）	
	ア～エ	[略]	
(4)	[略]		
6	同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合には、その月の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。 ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準		

改正前

別表第1（第10条関係）
徴収基準額表（扶養義務者用（児童自立生活援助事業所（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う住居をいう。以下同じ。）にあっては、措置児童用））

[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
備考	1～4	[略]	
	5	[略]	
	(1)・(2)	[略]	
	(3)	在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次のアからエまでに掲げる児（者）を有する世帯をいう。）	
	ア～エ	[略]	
(4)	[略]		
6	同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合には、その月の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその措置児童等の基準額とする。 ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴		

	額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、<u>法第21条の5の2</u>の障害児通所給付費又は<u>法第24条の2</u>の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（<u>法第24条の7</u>に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに<u>法第21条の5の28</u>に規定する肢体不自由児通所医療又は<u>法第24条の20</u>に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
7・8	〔略〕

別表第2（第10条関係）

徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			〔略〕
階層区分	定義		〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕
〔略〕	A階層及びC階層	〔略〕	〔略〕
D ₆	を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	189,001円から277,000円まで	〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕

	収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、<u>児童福祉法第21条の5の2</u>の障害児通所給付費又は<u>第24条の2</u>の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（令和5年6月30日こ支障第13号こども家庭庁長官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（<u>児童福祉法第24条の7</u>に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに<u>児童福祉法第21条の5の28</u>に規定する肢体不自由児通所医療又は<u>第24条の20</u>に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。
7・8	〔略〕

別表第2（第10条関係）

徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分			〔略〕
階層区分	定義		〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕
〔略〕	A階層及びC階層	〔略〕	〔略〕
D ₆	を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	189,000円から277,000円まで	〔略〕
〔略〕	〔略〕		〔略〕

備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 [略] 3 この表の「障害児入所施設」とは、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。 4 <u>措置児童等</u>の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)・(2) [略] (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（<u>同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までのサービスに限る。</u>）又は<u>同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。</u>）のいる世帯（次のアからエまでに掲げる児（者）を有する世帯をいう。） ア～エ [略] (4) [略] 5～7 [略]
----	--

備考	1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、<u>同第2項に規定する所得割の額をいう。</u> なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得税の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 [略] 3 この表の「障害児入所施設」とは、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。 <u>障害児入所施設において、入所者の年齢が20歳以上の場合は、この表にかかわらず、(1)当分の間、徴収金基準額（D15階層を除く。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）を徴収金基準額とし、(2)B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。</u> 4 <u>児童</u>の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1)・(2) [略] (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の受給者（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。</u>）又は<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第22条の特定旧法受給者を除く。</u>）のいる世帯（次のアからエまでに掲げる児（者）を有する世帯をいう。） ア～エ [略] (4) [略] 5～7 [略]
----	---

様式第5号の5（第5条の4関係）

児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	開始届
[略]	
1～6	[略]
7 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無	
8・9	[略]
[略]	

様式第5号の5（第5条の4関係）

児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業	開始届
[略]	
1～6	[略]
7・8 [略]	
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411100498	BASE LAB 岩沼市中央三丁目 2 番 3 号 森川ビル 3 階	就労継続支援 A 型・B 型	株式会社シー アイ・パート ナーズ	令和 8 年 7 月 1 日

宮城県告示第520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0411100431	HIYOKO WORKS 岩沼 中央 岩沼市中央三丁目 2 番 3 号 森川ビル 2 階	就労継続支援 B 型	株式会社ひ よこグルー プ	令和 8 年 6 月 30 日

宮城県告示第521号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を令和 8 年 7 月 7 日から令和 8 年 7 月 24 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 7 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項			縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称	
宮城県塩竈市浦戸寒風沢字寒沢 3 番地 11 市営浦戸寒風沢住宅 4 号棟 411 号 内海 直幸 宮城県塩竈市浦戸寒風沢字湊 130 番地 鎌田 雄大	浦 戸 東 部 加入区	宮城県漁業協同組合塩釜地区支所	宮城県塩竈市港町 1 丁目 4 - 1 マリ ンゲート塩釜 2 階 207 B

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年7月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量

- (1) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (村田高等学校) 1 式
- (2) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (迫桜高等学校) 1 式
- (3) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (加美農業高等学校) 1 式
- (4) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (本吉響高等学校) 1 式
- (5) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (古川工業高等学校) 1 式
- (6) 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 (登米総合産業高等学校) 1 式

2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

3 落札者を決定した日

- (1) 令和8年6月25日
- (2) 令和8年6月25日
- (3) 令和8年6月29日
- (4) 令和8年6月25日
- (5) 令和8年6月25日
- (6) 令和8年6月25日

4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地

- (1) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- (2) NX・TCリース&ファイナンス株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号
- (3) FLC S株式会社 東京都千代田区神田練堀町3
- (4) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- (5) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- (6) NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

- (1) 105,542,910 円
- (2) 152,893,950 円
- (3) 50,787,000 円
- (4) 51,683,610 円
- (5) 142,999,890 円
- (6) 149,727,600 円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和8年5月15日

宮選管告示第37号

平成7年宮選管告示第8号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和8年7月7日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
名取市民体育館	名取市増田字柳田 250 番地	名取市民体育館	名取市増田字柳田 250 番地
		<u>増田西老人憩の家</u>	<u>同 市大手町5丁 目7番地の2</u>
杉ヶ袋南集会所	同 市杉ヶ袋字尻 田村9番地の6	杉ヶ袋南集会所	同 市杉ヶ袋字尻 田村9番地の6

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

宮選管告示第38号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月7日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和31年宮選管告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
別表第2	別表第2																								
<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成</td><td>仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号</td></tr><tr><td><u>リヤンド-絆-仙台青葉</u></td><td><u>仙台市青葉区国見ヶ丘5丁目43番1号</u></td></tr><tr><td>社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘</td><td>仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成	仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号	<u>リヤンド-絆-仙台青葉</u>	<u>仙台市青葉区国見ヶ丘5丁目43番1号</u>	社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘	仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号	[略]	[略]	<table><tr><th>施設名</th><th>住所</th></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成</td><td>仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘</td><td>仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施設名	住所	[略]	[略]	社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成	仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号			社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘	仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号	[略]	[略]
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成	仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号																								
<u>リヤンド-絆-仙台青葉</u>	<u>仙台市青葉区国見ヶ丘5丁目43番1号</u>																								
社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘	仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号																								
[略]	[略]																								
施設名	住所																								
[略]	[略]																								
社会福祉法人大石ヶ原会ケアハウスサウスコーゼ吉成	仙台市青葉区南吉成7丁目14番1号																								
社会福祉法人東北福祉会特別養護老人ホームリベラ荘	仙台市青葉区国見ヶ丘7丁目141番9号																								
[略]	[略]																								

附 則
この告示は、令和8年7月7日から施行する。